

各介護保険事業所 管理者様

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部介護サービス担当課長
(公印省略)

指定居宅サービス事業者等の指定等に関する要綱の改正について（通知）

本県の高齢者福祉行政の推進につきましては、日頃から御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、社会保障審議会介護保険部会「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」中間とりまとめを踏まえ、「指定居宅サービス事業者等の指定等に関する要綱」を改正しましたのでお知らせします。

<主な改正点>

- ・様式の押印を廃止しました。
- ・指定更新申請書、変更届等の様式を改正しました。
- ・指定申請時の添付書類について、管理者誓約書、写真、賃貸借契約書の写し、雇用の確認を確認できる書類の写し、損害保険証書等の提出を求めないこととしました（別紙参照）。
- ・変更届に添付する付表を廃止しました。
- ・指定更新申請時の添付書類について、届出済みの内容から変更がない場合には、添付を省略できることとしました（誓約書は添付が必要）。

※ 指定に係る基準を緩和するものではありません。

※ 改正内容や改正後の指定等に係る手続の案内は、サービス・施設の種類によって異なるため、詳細はウェブサイト「介護情報サービスかながわ」の掲載内容を確認してください。

改正後の「指定居宅サービス事業者等の指定等に関する要綱」の本文及び様式は、次の掲載箇所を確認してください。

(掲載場所)

介護情報サービスかながわ

→ 書式ライブラリー

→ 5. 国・県の通知

→ 指定居宅サービス事業者等の指定等に関する要綱について

(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=960&topid=6>)

問合せ先

電話 (045)210-1111

高齢福祉課

福祉施設グループ 内線 4853

保健・居住施設グループ 内線 4856

在宅サービスグループ 内線 4840